

令和5年第3回

茅ヶ崎市議会定例会
議案等要旨

議案第69号 令和5年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第5号）

）

議案第92号 市道路線の認定について

認定第 1号 令和4年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算の認定について

）

認定第 7号 令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計決算の認定について

報告第18号 令和4年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費精算報告について

）

報告第25号 専決処分の報告について

議案第69号 令和5年度茅ヶ崎市一般会計補正予算(第5号)(議案書 P7~17)

歳入歳出それぞれ2,229千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81,724,663千円とするもの

(歳出)

「款2 総務費」

「項1 総務管理費」

「目1 一般管理費」

茅ヶ崎市名誉市民の称号を贈ることに伴い、「報償費」、「消耗品費」、「筆耕翻訳料」、「委託料」を増額するもの

「款4 衛生費」

「項1 保健衛生費」

「目1 保健衛生総務費」

予防接種法に基づく予防接種を受けたことによる健康被害について、厚生労働大臣より認定されたことに伴い、「負担金補助及び交付金」を増額するもの

(歳入)

「款15 国庫支出金」

歳出の事業の財源として、「新型コロナウイルス予防接種健康被害
給付費負担金」を増額するもの

「款 20 繰越金」

歳出の事業の財源として、「前年度繰越金」を増額するもの

議案第70号 令和5年度茅ヶ崎市一般会計補正予算(第 6号)(議案書 P19~38)

歳入歳出それぞれ 88,464 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を
それぞれ 81,813,127 千円とするもの

(歳出)

「款 2 総務費」

「項 1 総務管理費」

「目 13 文化行政費」

市民文化会館の令和4年度指定管理料について、エネルギー価格の
上昇に伴う光熱水費等の価格高騰分を補償するため、「補償補填及び
賠償金」を増額するもの

「目 14 スポーツ振興費」

総合体育館及び市体育館の令和4年度指定管理料について、エネル

ギー価格の上昇に伴う光熱水費等の価格高騰分のほか、総合体育館における天井改修工事により利用を停止したことに伴う指定管理者の利用料金収入等の減収分を補償するため、「補償補填及び賠償金」を増額するもの

温水プールの令和4年度指定管理料について、エネルギー価格の上昇に伴う光熱水費等の価格高騰分等を補償するため、「補償補填及び賠償金」を増額するもの

「款3 民生費」

「項1 社会福祉費」

「目1 社会福祉総務費」

令和4年度に収入した介護保険低所得者保険料軽減負担金の過配分を返還するため、「償還金利子及び割引料」を増額するもの

「目5 老人福祉施設費」

しおさい南湖について、施設管理上危険な樹木の剪定や根上がりした樹木の撤去等のため、「修繕料」、「委託料」を増額するほか、令和4年度指定管理料について、エネルギー価格の上昇に伴う光熱水費等の価格高騰分を補償するため、「補償補填及び賠償金」を増額するもの

「項 2 児童福祉費」

「目 1 児童福祉総務費」

保育所及び認定こども園について、保護者及び保育士等の負担軽減のため、子ども未来応援基金を活用し、使用済み紙おむつの処分及び保管用ごみ箱等の整備に要する経費の一部を補助することに伴い、「負担金補助及び交付金」を増額するもの

地域型保育事業について、保護者及び保育士等の負担軽減のため、子ども未来応援基金を活用し、使用済み紙おむつの処分及び保管用ごみ箱等の整備に要する経費の一部を補助することに伴い、「負担金補助及び交付金」を増額するもの

「目 5 地域児童福祉費」

子ども食堂支援事業について、国の地域子供の未来応援交付金を活用し、補助対象経費を拡充することに伴い、「負担金補助及び交付金」を増額するもの

「款 4 衛生費」

「項 1 保健衛生費」

「目 2 予防費」

風しん予防接種事業において、当初の想定を超える接種希望者の増

加に伴い、「通信運搬費」、「委託料」を増額するもの

結核医療費の公費負担において、当初の想定を超える公費負担の増加に伴い、「扶助費」を増額するもの

「目3 母子衛生費」

産後ケア事業について、子ども未来応援基金を活用し、宿泊型サービスの導入、利用者負担割合の軽減及び利用回数の拡充を行うことに伴い、「委託料」を増額するもの

「款6 農林水産業費」

「項1 農業費」

「目4 畜産業費」

市内乳用牛農家を使用するバークリーナー（ふん尿処理機器）の部品が経年劣化等により交換が必要となったため、その交換に要する経費の一部を補助することに伴い、「負担金補助及び交付金」を増額するもの

「款8 土木費」

「項1 土木管理費」

「目1 土木総務費」

道水路等と民地の境界を示す境界杭の価格高騰に伴い、「消耗品費」

を増額するもの

「款 9 消防費」

「項 1 消防費」

「目 1 常備消防費」

消防緊急通信指令システムに係る各署所の端末装置の無停電電源装置において、バッテリーの交換修繕を行うため、「修繕料」を増額するもの

「款 10 教育費」

「項 1 教育総務費」

「目 2 事務局費」

機械式車いすを使用する児童・生徒の小・中学校における教育環境を整備するため、階段昇降車を購入することに伴い、「委託料」、「備品購入費」を増額するもの

「款 13 予備費」

「項 1 予備費」

「目 1 予備費」

緊急やむを得ない事象が発生した際に迅速に対応するため、「予備費」を増額するもの

(歳入)

「款 1 5 国庫支出金」

歳出の事業の財源として、「結核医療費負担金」、「保育対策総合支援事業費補助金」、「地域子供の未来応援交付金」、「母子保健衛生費国庫補助金」を増額するもの

「款 1 6 県支出金」

歳出の事業の財源として、「保育対策総合支援事業費補助金」、「保育所等紙おむつ処分事業費補助金」、「風しん予防接種事業費補助金」を増額するもの

「款 1 9 繰入金」

歳出の事業の財源として、「財政調整基金繰入金」を減額するもの

歳出の事業の財源として、「子ども未来応援基金繰入金」を増額するもの

「款 2 0 繰越金」

歳出の事業の財源として、「前年度繰越金」を増額するもの

「款 2 1 諸収入」

歳出の事業の財源として、「消防業務受託事業収入」を増額するもの

「款 2 2 市債」

歳出の事業の財源として、「道路排水設備更新事業債」を増額するもの

(継続費の補正)

「浜園橋橋りょう整備事業（護岸工）」について、先行する同事業（上部工）における工程の見直しにより、契約の締結時期が令和6年度に延期することに伴い、継続費を廃止するもの

(地方債の補正)

歳出の事業の財源として、「道路排水設備更新事業」を増額したことに伴い、限度額を変更するもの

議案第71号 令和5年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)(議案書 P39~49)

歳入歳出それぞれ51,027千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22,996,027千円とするもの

(歳出)

「款 2 総務費」

「項 1 総務管理費」

「目 1 一般管理費」

令和6年1月から施行される、国民健康保険被保険者の産前産後保険料を免除する制度の導入に伴い、既存システムの改修が必要であることから、「委託料」を増額するもの

「款 7 諸支出金」

「項 1 償還金及び還付加算金」

「目 1 一般被保険者保険料還付金及び還付加算金」

国民健康保険資格喪失に伴う償還金の支払いの増加に伴い、「償還金利子及び割引料」を増額するもの

(歳入)

「款 3 県支出金」

歳出の事業の財源として、「特別交付金」を増額するもの

「款 6 繰越金」

歳出の事業の財源として、「前年度繰越金」を増額するもの

議案第72号 令和5年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)(議案書 P50~59)

歳入歳出それぞれ460,679千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、

歳入歳出それぞれ18,719,679千円とするもの

(歳出)

「款5 介護保険運営基金」

「項1 介護保険運営基金」

「目1 介護保険運営基金」

介護保険運営基金積立金について、保険給付等の財源として収入した介護保険料のうち、保険給付等への充当がなされなかったもの等について介護保険運営基金に積み立てるため、「積立金」を増額するもの

「款6 諸支出金」

「項1 償還金及び還付加算金」

「目2 償還金」

償還金について、令和4年度に収入した国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の過配分を返還するため、「償還金利子及び割引料」を増額するもの

(歳入)

「款7 繰越金」

歳出の事業の財源として、「前年度繰越金」を増額するもの

議案第73号 令和5年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算(第1号)(議案書 P60~69)

第2条「収益的収入及び支出の補正」

収益的収入の既決予定額に3,000千円追加し、収益的収入の予定額を12,525,895千円とし、収益的支出の既決予定額に394,891千円追加し、収益的支出の予定額を13,601,759千円とするもの

収入の内容としては、医療紛争の和解に伴い支出の財源となる「その他医業外収益」を増額するもの

支出の内容としては、医療紛争の和解への対応として「雑費」を、過年度に過大交付された補助金の返還への対応として「過年度損益修正損」をそれぞれ増額するもの

議案第74号 茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例(議案書 P70~71)

所期の目的を達成したことから、茅ヶ崎市道の駅整備運営事業者選定委員会を廃止するためのもの

議案第75号 茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例(議案書 P72~73)

所期の目的を達成したことから、茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会を廃止するためのもの

議案第76号 茅ヶ崎市手数料条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例(議案書 P74)

旅館業法の改正に伴い、旅館業を譲渡する場合における当該旅館業を営む者の地位の承継に係る承認の申請に対する審査についての事務の手数料の金額を定める等のためのもの

議案第77号 茅ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例(議案書 P75)

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正を踏まえ、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請を移動端末設備を使用してできるようにすることにより、市民の利便の向上を図るためのもの

議案第78号 茅ヶ崎市障害児通所施設条例の一部を改正する条例(議案書 P76~77)

日中一時的に監護を受けることができない児童に対して活動の場を提供し、見守り、集団生活に適応するための訓練その他の支援を行う日中一時支援事業の利用者の減少に鑑み、当該事業を行う事業所を集約するためのもの

議案第79号 茅ヶ崎市公共下水道事業の設置等に関する条例及び茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(議案書 P78)

地方自治法の改正に伴い、所要の規定を整備するためのもの

議案第80号 茅ヶ崎市火災予防条例の一部を改正する条例(議案書 P79~82)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に鑑み、位置、構造及び管理の基準に係る蓄電池設備の範囲を改める等のためのもの

議案第81号 名誉市民について(議案書 P83~85)

茅ヶ崎市名誉市民に、加山 雄三 氏を推薦するもの

議案第82号 製造請負契約の締結について(議案書 P86)

はしご付消防自動車製造の製造請負契約を締結するためのもの

議案第83号 工事請負契約の締結について(議案書 P87~89)

総合体育館空調設備設置（建築）工事の工事請負契約を締結するためのもの

議案第84号 工事請負契約の締結について(議案書 P90~92)

総合体育館空調設備設置（機械設備）工事の工事請負契約を締結するためのもの

議案第85号 工事請負契約の締結について(議案書 P93~95)

茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設建設工事の工事請負契約を締結するためのもの

議案第86号 工事請負契約の締結について(議案書 P96~98)

市営高田住宅簡易2階建解体工事の工事請負契約を締結するためのもの

議案第87号 工事請負契約の変更について(議案書 P99)

浜園橋橋りょう整備工事(上部工)の請負契約について、上空制限等の施工条件への対応により、地覆工等の施工内容を追加することに伴い、契約金額の増額及び工期の延長をするためのもの

議案第88号 令和4年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計利益の処分について(議案書 P100~101)

令和4年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算において生じた未処分利益剰余金925,425,164円のうち、367,651,069円を減債積立金に積み立て、557,774,095円を資本金へ組み入れるためのもの

議案第89号 令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計資本剰余金の処分について(議案書 P102~103)

令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計決算における資本剰余金1,779,428,766円のうち、受贈財産評価額320,000円を処分するもの

議案第90号 和解について(議案書 P104~105)

茅ヶ崎市立病院における医療過誤に基づく損害賠償請求事件について、訴訟上の和解を成立させるためのもの

議案第91号 市道路線の廃止について(議案書 P106~108)

下寺尾地内で一般交通の用に供する必要がなくなった市道7362号線を廃止するもの

議案第92号の1~6 市道路線の認定について(議案書 P109~126)

- 1 旭が丘地内で神奈川中央交通株式会社が築造し本市に帰属した道路を市道1966号線として認定するもの
- 2 東海岸南六丁目地内で株式会社ハートフルステージが築造し本市に帰属した道路を市道1967号線として認定するもの

- 3 松が丘二丁目地内で湘南都市開発株式会社が築造し本市に帰属した道路を市道1968号線として認定するもの
- 4 緑が浜地内で株式会社ハートフルステージが築造し本市に帰属した道路を市道1969号線として認定するもの
- 5 南湖二丁目地内で株式会社ディアレストコーポレーションが築造し本市に帰属した道路を市道2721号線として認定するもの
- 6 今宿地内で一建設株式会社が築造し本市に帰属した道路を市道5802号線として認定するもの

認定第1号 令和4年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算の認定について(議案書 P127)

認定第2号 令和4年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(議案書 P128)

認定第3号 令和4年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について(議案書 P129)

認定第4号 令和4年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(議案書 P130)

認定第5号 令和4年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業 特別会計歳入歳出決算の認定について(議案書 P131)

いずれもコロナ禍の収束が見通せない中で、市民の生命や財産を守るための施策を中心に、茅ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策・政策パッケージに位置付けられた事業を着実に推進することを基本とし、予算執行に当たってきた。

各会計とも、本年3月31日をもってその執行を終わり、2か月間の出納整理期間を置き、5月31日に出納を閉鎖した。

その後、会計管理者において決算を調製し、地方自治法第233条第1項の規定により、証書類、その他附属書類と合わせ提出され、その内容は別冊のとおり。

監査委員による審査では、「審査に付された各会計歳入歳出決算書等は、法令に規定された様式に従って作成されており、その計数は歳入簿、歳出簿その他の関係諸帳簿と符号し、正確なものと認めます。また、予算の執行は適正かつ効率的に行われていると認めます。」との御意見をいただいている。

以上、認定第1号から認定第5号について、地方自治法第233条第3項の規定により、決算審査意見書を付して、議会の認定をお願い

するもの

認定第6号 令和4年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算の認定について(議案書 P132)

認定第7号 令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計決算の認定について(議案書 P133)

本年3月31日をもってその執行を終わり、監査委員による審査では、「審査に付された決算書等は、関係法令の規定に準拠して作成され、事業の経営成績及び財政状態は適正に表示されています。決算計数は関係諸帳簿と符合し正確なものでした。」との御意見をいただいている。

以上、認定第6号及び認定第7号について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算審査意見書を付して議会の認定をお願いするもの

報告第18号 令和4年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費精算報告について(議案書 P135~137)

令和2年度から令和4年度までの3か年の継続事業として実施して

いた、「粗大ごみ処理施設整備事業」、及び「浜園橋橋りょう整備事業（下部工）」が、それぞれ令和4年度に完了したため、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するもの

報告第19号 令和4年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計 予算の継続費精算報告について(議案書 P139~141)

令和3年度から令和4年度までの2か年の継続事業として実施していた「今宿ポンプ場整備事業」が、令和4年度に完了したので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告するもの

報告第20号 令和4年度茅ヶ崎市健全化判断比率について(議案書 P142~143)

令和4年度決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告するもの

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、本市においては、一般会計及び公共用地先行取得事業特別会計の実質収支により算出し、黒字となった。

連結実質赤字比率は、公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、本市は黒字となった。

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、本市は、3か年平均で令和3年度より0.9ポイント悪化の2.8%となったが、早期健全化基準の25%を大きく下回った。

将来負担比率は、地方債等の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、本市は24.7%と令和3年度の33.8%から9.1ポイント改善し、早期健全化基準350%は大きく下回っている。

以上、4つの財政指標による数値から、令和4年度の本市の財政は、健全であったと判断している。

監査委員の総合意見としては、「審査に付された令和4年度茅ヶ崎市健全化判断比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、いずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものであると認めます。」、「審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率は、記載された計数により適正かつ正確に算定

されていることを認めます。」との御意見をいただいている。

報告第21号 令和4年度茅ヶ崎市資金不足比率について **(議案書 P144~145)**

公共下水道事業会計及び病院事業会計の令和4年度決算における資金不足比率として、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するもの

当該比率は、各公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率で、経営健全化基準である20%以上となった場合には、経営健全化計画を定めることとされている。

本市では、公共下水道事業会計及び病院事業会計が本件報告の対象となるが、いずれの会計も資金不足額が生じていないので、両会計とも健全であったと判断している。

監査委員の総合意見としては、「審査に付された公共下水道事業会計及び病院事業会計の令和4年度茅ヶ崎市資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、書類はいずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものと認め、その計数により適正かつ正確に算定されていることを認めます。」、「算定の結果、いずれの会計も資金不足を生じていないため、資金不足比率

は計上されませんでした。」との御意見をいただいている。

報告第22号 専決処分の報告について(議案書 P146)

令和5年5月29日午前8時30分頃、市所有地である行谷630番地において、倒木が発生し、相手方宅のフェンスに接触し、損傷を与えたため、これに対する修繕費を賠償したものの

報告第23号 専決処分の報告について(議案書 P147)

令和5年4月20日午前10時48分頃、香川一丁目10番5号において、環境事業センター職員が運転するごみ収集車が走行中、対向車を避けるために左側に寄せたところ、車両左側側面がポールに接触し、損傷を与えたため、これに対する修理費を賠償したものの

報告第24号 専決処分の報告について(議案書 P148)

令和5年3月23日午前4時30分頃、萩園2028番地55地先において、相手方が自動車で走行していたところ、側溝上に外れていた側溝蓋キャップを通過したことにより、左側前輪に損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものの

報告第25号 専決処分の報告について(議案書 P149)

令和5年5月15日午後2時24分頃、矢畑1426番地4地先において、環境事業センター職員が運転するごみ収集車が集積場所に車両を寄せようとしたところ、相手方の集積場所壁面に接触し、損傷を与えたため、これに対する修理費を賠償したもの